

議案第59号

木津川市地域福祉基金条例の一部改正について

木津川市地域福祉基金条例（平成19年木津川市条例第71号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

地域福祉基金の用途を老人福祉費に限定せず、幅広い保健福祉施策への活用を図るため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市地域福祉基金条例の一部を改正する条例（案）

木津川市地域福祉基金条例（平成19年木津川市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高齢化社会に対応し、地域における福祉及び保健に関する事業の推進を図るため」を「少子高齢化社会に対応し、児童、高齢者、障害者等が安心して生活することができる社会の形成に寄与する保健福祉に関する事業の推進を図るため」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料（議案第59号）

木津川市地域福祉基金条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
(設置)	(設置)
第1条 <u>少子高齢化社会に対応し、児童、高齢者、障害者等が安心して生活することができる社会の形成に寄与する保健福祉に関する事業の推進を図るため、木津川市地域福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。</u>	第1条 <u>高齢化社会に対応し、地域における福祉及び保健に関する事業の推進を図るため、木津川市地域福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。</u>
第2条～第7条（略）	第2条～第7条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 5 9 号 木津川市地域福祉基金条例の一部改正について	
担 当 課	財政課 財政係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	地域福祉基金の用途を老人福祉費に限定せず、幅広い保健福祉施策への活用を図るため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課内で協議・検討を行い、改正案を策定</li> <li>・ 調整会議 (10月21日)</li> <li>・ 政策会議 (10月26日)</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施 策	③ 財政基盤の確立 イ. 財政基盤の確立 ④ 財産管理 ア. 財産の適正管理と施設の有効利用
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度 (    年度) <input type="checkbox"/> 複数年度 (    年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	老人福祉費及び介護保険費以外の社会福祉費、児童福祉費、保健衛生費等の事業にも基金の活用が可能となります。	